

食の危機管理対応チーム設置要綱

(設置)

第1 宮城県食の安全安心対策本部設置要綱(平成14年10月1日施行)第4の規定に基づき、県民の安全で安心できる食生活と県内の食関連産業の振興に影響を及ぼすおそれのある危害要因(以下「食の危害要因」という。)に対し、未然の防止と発生時の的確な対応を図るための危機管理(以下「食の危機管理」という。)を行う食の危機管理対応チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 チームは、次に掲げる事務を所掌するものとする。

(1) 食の危機管理に係る全庁横断的な対策の調整及び円滑な初動体制の確保並びに必要な措置に関すること。

(2) 食の危害要因に係る県内の情報の収集と共有化に関すること。

(3) その他宮城県食の安全安心対策本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 チームは、リーダー、サブリーダー及びチーム員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 リーダーは、チームの事務を総括し、チームを代表する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 チームは、次に掲げる会議を開催するものとし、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。

(1) 情報の収集・共有化及びみやぎ食の危機管理基本マニュアルの実効性の確保を図るために開催する定例会議(以下「定例会議」という。)

(2) 食の危機管理に係る全庁横断的な対策の調整及び円滑な初動体制の確保のために開催する緊急会議(以下「緊急会議」という。)

2 定例会議は、別表1に掲げる職にある者の中で、食の安全安心推進員をもって構成する。

3 緊急会議は、別表1に掲げる職にある者の中で、リーダーが必要に応じて招集する者をもって構成する。

4 リーダーは、必要に応じてチーム会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 チームの庶務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課において処理する。

(食の安全安心連絡員)

第6 地方機関に食の危害要因に係る情報の収集及び連絡にあたる食の安全安心連絡員(以下「連絡員」という。)を配置する。

2 連絡員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 連絡員は、食の危害要因に係る情報を探知した場合には、速やかに担当課又はチームへの情報伝達及び連絡調整にあたる。

(報告)

第7 リーダーは、宮城県食の安全安心対策本部長、副本部長及び本部員に対して、必要に応じて、チームの事務の進捗状況について報告する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

役職	構成員
リーダー	食と暮らしの安全推進課長
サブリーダー	食産業振興課総括課長補佐 (食の安全安心推進員)
チーム員	広報課総括課長補佐 復興・危機管理総務課総括課長補佐 疾病・感染症対策課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 薬務課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 食と暮らしの安全推進課総括課長補佐 農政総務課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 農山漁村なりわい課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 農業振興課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) みやぎ米推進課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 園芸推進課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 畜産課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 家畜防疫対策室総括室長補佐 (食の安全安心推進員) 水産林政総務課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 水産業振興課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 水産業基盤整備課総括課長補佐 (食の安全安心推進員) 林業振興課総括課長補佐 (食の安全安心推進員)

別表2 (第6関係)

部門	所 属	食の安全安心連絡員役職
農業関係	大河原地方振興事務所農業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	仙台地方振興事務所農業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所農業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所農業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	気仙沼地方振興事務所農業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
畜産関係	大河原家畜保健衛生所	総括次長 (食の安全安心担当)
	仙台家畜保健衛生所	総括次長 (食の安全安心担当)
	北部家畜保健衛生所	総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	東部家畜保健衛生所	総括次長 (食の安全安心担当)
東部地方振興事務所畜産振興部	総括次長 (食の安全安心担当)	
水産関係	仙台地方振興事務所水産漁港部	総括技術次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所水産漁港部	総括技術次長 (食の安全安心担当)
	気仙沼地方振興事務所水産漁港部	総括技術次長 (食の安全安心担当)
林業関係	大河原地方振興事務所林業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	仙台地方振興事務所林業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所林業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所林業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
	気仙沼地方振興事務所林業振興部	総括次長 (食の安全安心担当)
疾病感染症関係	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 地域保健福祉部	疾病対策班長
	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 地域保健福祉部	疾病対策班長
	仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 (塩釜保健所岩沼支所)	疾病対策班長
	仙台保健福祉事務所黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	地域保健班長
	北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 地域保健福祉部	疾病対策班長
	北部保健福祉事務所栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)	疾病対策班長
	地域保健福祉部	
	東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 地域保健福祉部	疾病対策班長
	東部保健福祉事務所登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)	疾病対策班長
	地域保健福祉部	
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 地域保健福祉部	疾病対策班長	
食品薬事関係	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 環境衛生部	食品衛生班長
	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 環境衛生部	食品薬事班長
	仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 (塩釜保健所岩沼支所)	食品薬事班長
	仙台保健福祉事務所黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	食品薬事班長
	北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 環境衛生部	食品衛生班長
	北部保健福祉事務所栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)	食品薬事班長
	環境衛生部	
	東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 環境衛生部	食品衛生班長
	東部保健福祉事務所登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)	食品薬事班長
	環境衛生部	
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 環境衛生部	食品薬事班長	
食肉衛生検査所	総括次長	
保健環境センター	副所長	

